

# 医療生協さいたま生活協同組合

## 喀痰吸引等研修 第3号研修 (特定の者)

### 喀痰吸引等研修実施要綱

#### 1. 研修の概要

##### 1) 目的

居宅系事業所等において、医療的ケア（喀痰吸引・経管栄養等）を必要とする特定の者に、医師、看護師との連携の下で、喀痰吸引・経管栄養等を適切に行うことができる介護職員等を養成する。

##### 2) 研修対象者

施設・事業所等に所属し、「特定の者」を対象に喀痰吸引・経管栄養等を行う介護職員（介護福祉士・実務者研修修了者・初任者研修修了者）

##### 3) 登録研修機関

医療生協さいたま生活協同組合

〒333-0831 埼玉県川口市木曾呂 1317 TEL048-294-6111

#### 2. 研修受講の流れ

##### 1) 基本研修

基本研修は、喀痰吸引・経管栄養等を実施するために必要な基礎的知識について講義および演習にて学ぶ。

###### ① 講義（概論）

- ・ 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義
- ・ 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義
- ・ 緊急時の対応及び危険防止に関する講義

###### ② 演習（喀痰吸引、経管栄養）

- ・ 喀痰吸引等に関する演習

###### ③ 評価

- ・ 喀痰吸引・経管栄養の演習終了後、基礎知識が習得できたかどうかを確認するための筆記試験

##### 2) 実地研修

基本研修修了後、施設や利用者の居宅等において、対象となる利用者に必要な行為を実施する。

##### 3) 修了証書の交付

基本研修と実地研修を修了した者に修了証書を交付する。

4) 認定特定行為事業者の認定と登録特定行為事業者の登録について

本研修を修了した介護職員等が、特定の者に対してたんの吸引等を実施するためには、都道府県から「認定特定行為業務従事者」としての認定を受けるとともに、事業所は「登録特定行為事業者」として登録する必要がある。

・埼玉県福祉部障害者支援、高齢者福祉課 HP（埼玉県 HP 内）

※申請手続きには、本研修修了証書が必要になるため、受講前に申請することはできません。

3. 研修カリキュラム

1) 基本研修（表 1）

表 1 基本研修カリキュラム

一日目

時間	内容
09：50～10：00	オリエンテーション・アイスブレイク
10：00～12：10 11：00～11：10（休憩）  計：120分	重度障害児・者の地域生活等に関する講義 ・障害者自立支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害児・者等の地域生活等
12：10～13：10	お昼休憩
13：10～16：30 14：10～14：20（休憩） 15：20～15：30（休憩）  計：180分	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義① ・健康状態の把握 ・食と排泄（消化）について・経管栄養概説 ・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応・経管栄養の手順・留意点
16：30～17：00	実地研修における留意点等の説明 振り返り・質疑応答

二日目

時間	内容
09：50～10：00	オリエンテーション・アイスブレイク
10：00～13：20 11：00～11：10（休憩） 12：10～12：20（休憩）  計：180分	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義② ・食と排泄（消化）について・経管栄養概説 ・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応・経管栄養の手順・留意点</li> <li>緊急時の対応及び危険防止に関する講義</li> <li>・呼吸について・呼吸異常時の症状、緊急時対応・人工呼吸器について</li> <li>・喀痰吸引概説・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引について</li> <li>・喀痰吸引の手順・留意点等</li> <li>・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応</li> </ul>
13：20～14：20	お昼休憩
14：20～15：20 計：60分	喀痰吸引等に関する演習 <ul style="list-style-type: none"> <li>・喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ）</li> <li>・経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）</li> </ul>
15：20～15：50	筆記試験
15：50～16：00	2日間の振り返り・質疑応答

## 2) 実地研修（表 2）

表 2 実地研修カリキュラム

科目	内容
(1) 口腔内のたんの吸引	指導看護師の評価において、すべての項目で2回連続「手順どおりに実施できる」と評価されるまで実施
(2) 鼻腔内のたんの吸引	
(3) 気管カニューレ内部のたんの吸引	
(4) 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	
(5) 経鼻経管栄養	

## 3) 研修実施日程

- ・年間3回予定（その他随時要望に応じて開催）

## 4) 開催場所

- ・医療生協さいたま生活協同組合 本部ふれあい会館 川口市木曾呂 1317
- ・医療生協さいたま生活協同組合 熊谷生協病院 熊谷市上之 3854
- ・医療生協さいたま生活協同組合 埼玉西協同病院 所沢市中富 1865

## 4. 受講科目の免除（表 3）

研修等の受講履歴その他受講者に有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合は、通知等で示す範囲について受講を免除する。

表 3 受講科目の免除の対象となる研修等

研修対象	免除科目
平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者）」の研修修了者	基本研修
「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者）の実施について」（平成 23 年 11 月 11 日障発 1111 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	基本研修
「ALS（筋委縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成 15 年 7 月 17 日医政令発第 0717001 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者	基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうち喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分
「在宅における ALS 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引について」（平成 17 年 3 月 24 日医政令発第 0324006 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等の実施者	基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうち喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分
「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 16 年 10 月 20 日医政令発第 1020008 号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等の実施者	基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。）

5. 研修申込方法：電話・メール（下記申込先）

TEL：048-294-6111

医療生協さいたま生活協同組合 本部事業部 喀痰吸引研修担当宛て

mail：[s-yamada@mcp-saitama.or.jp](mailto:s-yamada@mcp-saitama.or.jp)

法人内の申込者はサイボウズメールにて申込んでください

申込後必要書類等をご案内いたします。事業所単位でお申込んでください。

※ご記入いただいた内容は、本研修事業に関する手続きに限り使用いたします。

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。予めご了承ください。

## 6. 受講準備から終了までの流れ

### 1) 受講申請の準備

#### ① 周知・申込・とりまとめ

・事業所管理者は所属している介護職員等に研修について周知をし、受講申込の取りまとめを行う。

#### ② 受講者選出の条件

・利用者・家族から、たんの吸引及び経管栄養（両方または、いずれか）の依頼がある。

・実地研修の同意を得られている。

・対象利用者のかかりつけ医より依頼がある。（指示書）

・対象利用者の介護支援専門員の同意を得られている。

#### ③ 利用者への説明と同意

・事前に、対象利用者なたんの吸引等の制度と研修（実地研修にご協力いただくこと等）を説明し同意を得る。（同意書）

#### ④ 指導看護師の要件

・以下の指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行う。

・「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」（平成 23 年 9 月 14 日障発 0914 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める指導者養成事業を修了した医師・保健師・助産師及び看護師並びにこれに相当する知識及び技能を有すると認められる医師、保健師、助産師

・平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の対象者）」における指導者講習（平成 22 年度老人保健健康増進推進事業「介護職員によるたんの吸引等試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した、医師・保健師・助産師・看護師

・平成 23 年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（平成 23 年 8 月 24 日 老発 0824 第 1 号老健局通知）による指導者講習を修了した、医師・保健師・助産師・看護師

・「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 3 号厚生労働省社会・援護局通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師・保健師・助産師・看護師

### 2) 基本研修と実地研修の受講

#### ① 基本研修の受講

・開催要項から、受講日程を確認し、決定されたカリキュラムに沿って基本研修を受

講ずる。

② 筆記試験

- ・たんの吸引、経管栄養の演習後に、筆記試験を下記の方法で行う。
- ・時間：30分
- ・回答方法：択一式問題
- ・合格基準：9割以上
- ・追試：不合格者は9割以上に達するまで行う。

※筆記試験に合格しないと実地試験を行えない。

③ 実地研修

- ・対象利用者に必要な行為を以下の要領で実地研修を行う。
- ・筆記試験に合格した方のみ、実地研修を受講することができる。
- ・指導看護師の指導のもと、実地研修をすすめる。
- ・「評価表」に沿って指導看護師より評価を受ける。(特定の者ごとの実施方法を考慮した評価基準とすることができる。) 評価表のすべての項目についての指導看護師の評価結果が、2回続けて「手順通りに実施できる」となった場合に、実地研修の終了を認める。

3) 実地研修修了から修了証の交付まで

- ・喀痰吸引等研修実施委員会にて評価表の内容を確認の上、各受講者に交付する修了証書を発行し、各事業所等宛に送付する。
- ・各事業所等は、各受講者へ修了証書を配布する。

7. 定員：各回最大8名（定員に達した時点で募集締め切り）

8. 費用：24,000円＋消費税2,400円 合計26,400円

内訳：研修代、講師派遣代、事務手続き代、保険代等

※基本研修のみ受講の場合 13,000円 消費税1,300円 合計14,300円

内訳：研修代、講師派遣代、事務手続き代、保険代等

※実地研修のみ受講の場合 13,000円 消費税1,300円 合計14,300円

内訳：研修代、講師派遣代、事務手続き代、保険代等

9. 振込：受講決定後指定口座へ振込 振込口座は、受講決定者へ通知する。

10. 個人情報の取扱い

本研修時に関わる個人情報については、適正な管理を行い、本研修の運営及び認定特定行為業務従事者の認定以外の目的に使用しない。

※お問い合わせ先

医療生協さいたま生活協同組合  
本部 事業部 喀痰吸引研修担当  
〒333-0831 川口市木曾呂 1317  
TEL : 048-294-6111 FAX : 048-296-4720